

令和8年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 8 年 3 月 4 日 (水曜日)

---

議 事 日 程 (第1号)

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第3号 宗海橋橋梁修繕工事請負契約の締結について
- 第6 議案第4号 町道路線の廃止について
- 第7 議案第5号 令和7年度四万十町一般会計補正予算 (第8号)
- 第8 議案第6号 令和7年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 第9 議案第7号 令和7年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算 (第3号)
- 第10 議案第8号 令和7年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算 (第3号)
- 第11 議案第9号 令和7年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算 (第3号)
- 第12 議案第10号 令和7年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第3号)
- 第13 議案第11号 令和7年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 第14 議案第12号 令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算 (第3号)
- 第15 議案第13号 令和7年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算 (第4号)
- 第16 議案第14号 令和7年度四万十町水道事業会計補正予算 (第3号)
- 第17 議案第15号 令和7年度四万十町下水道事業会計補正予算 (第3号)
- 第18 議案第16号 四万十町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第19 議案第17号 第2次四万十町住生活基本計画の策定について
- 第20 議案第18号 四万十町人権尊重のまちづくり条例について
- 第21 議案第19号 四万十町手話言語条例について

- 第22 議案第20号 四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第21号 四万十町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第22号 四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第23号 四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第24号 四万十町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 議案第25号 四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について
- 第28 認定第26号 四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 第29 議案第27号 四万十町短期滞在型宿泊施設条例の一部を改正する条例について
- 第30 議案第28号 四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について
- 第31 議案第29号 四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について
- 第32 議案第30号 四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定について
- 第33 議案第31号 四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について
- 第34 議案第32号 四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について
- 第35 議案第33号 四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について
- 第36 議案第34号 四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について
- 第37 議案第35号 四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について
- 第38 議案第36号 四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について
- 第39 議案第37号 四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について
- 第40 議案第38号 四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について
- 第41 議案第39号 四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 第42 議案第40号 四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 第43 議案第41号 四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について
- 第44 議案第42号 四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について
- 第45 議案第43号 四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について

- 第46 議案第44号 四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について
- 第47 議案第45号 四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について
- 第48 議案第46号 四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定について
- 第49 議案第47号 四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について
- 第50 議案第48号 四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について
- 第51 議案第49号 地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について
- 第52 議案第50号 四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について
- 第53 議案第51号 四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について
- 第54 議案第52号 四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について
- 第55 議案第53号 四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について
- 第56 議案第54号 窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について
- 第57 議案第55号 四万十町窪川B & G海洋センターに係る指定管理者の指定について
- 第58 議案第56号 令和8年度四万十町一般会計予算
- 第59 議案第57号 令和8年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算
- 第60 議案第58号 令和8年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算
- 第61 議案第59号 令和8年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算
- 第62 議案第60号 令和8年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算
- 第63 議案第61号 令和8年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第64 議案第62号 令和8年度四万十町介護保険事業特別会計予算
- 第65 議案第63号 令和8年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算
- 第66 議案第64号 令和8年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算
- 第67 議案第65号 令和8年度四万十町水道事業会計予算
- 第68 議案第66号 令和8年度四万十町下水道事業会計予算
- 第69 請願・陳情

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第69まで

~~~~~

出席議員(14名)

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 武田秀義君  | 2番  | 山本大輔君 |
| 3番  | 林健三君   | 4番  | 村井眞菜君 |
| 5番  | 佐竹将典君  | 6番  | 中野正延君 |
| 8番  | 伴ノ内珠喜君 | 9番  | 中屋康君  |
| 10番 | 水間淳一君  | 11番 | 下元真之君 |
| 12番 | 味元和義君  | 13番 | 橋本章央君 |
| 14番 | 堀本伸一君  | 15番 | 緒方正綱君 |

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

|                 |        |                  |        |
|-----------------|--------|------------------|--------|
| 町長              | 中尾博憲君  | 副町長              | 森武士君   |
| 会計管理者兼会計管理室長兼参事 | 池上康一君  | 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 佐竹雅人君  |
| 危機管理課長          | 味元伸二郎君 | 企画課長             | 富田努君   |
| 農林水産課長          | 武田正人君  | にぎわい創出課長         | 小笹義博君  |
| 税務課長            | 西岡健二君  | 町民課長             | 三宮佳子君  |
| 建設課長            | 下元敏博君  | 健康福祉課長           | 戸田ゆかり君 |
| 高齢者支援課長         | 三本明子君  | 環境水道課長           | 戸田太郎君  |
| 教育長職務代理者        | 谷口和史君  | 教育次長兼学校教育課長      | 川上武史君  |
| 生涯学習課長          | 今西浩一君  | 農業委員会事務局長        | 小嶋二夫君  |
| 農業委員会会長         | 太田祥一君  | 代表監査委員           | 田邊幹男君  |
| 総務課財政班長         | 西尾洋亮君  | 特別養護老人ホーム事務長     | 佐竹あゆみ君 |
| 大正・十和診療所事務長     | 池田康人君  |                  |        |
| <u>大正地域振興局</u>  |        |                  |        |
| 局長兼地域振興課長       | 北村耕助君  | 町民生活課長           | 長森伸一君  |
| <u>十和地域振興局</u>  |        |                  |        |
| 地域振興課副課長        | 上川優君   | 町民生活課長           | 川下房代君  |

~~~~~

事務局職員出席者

事務局長 岡 英祐君 次 長 小野川 哲君  
書 記 茨木 萌愛君

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（緒方正綱君） 改めまして、皆様おはようございます。

ただいまより令和8年第1回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番山本大輔君及び12番味元和義君を指名します。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

このことについては、一昨日の3月2日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長味元和義君。

○議会運営委員長（味元和義君） おはようございます。議会運営委員会より会期日程について協議の結果を報告いたします。

第1回定例会会期は本日3月4日から3月12日までの9日間とすることに決定しました。なお、一般質問については3月10日に4名、11日に2名の計6名となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（緒方正綱君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の3月4日から3月12日までの9日間であります。

お諮りします。

令和8年第1回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、令和8年第1回定例会の会期は本日から3月12日までの9日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があつております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧を願います。

次に、会議規則第129条議員の派遣の結果報告及び議長が出席しました議長会等の件については、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査等に関する報告を行います。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、広報広聴常任委員長から所管事務調査等に関する報告の申出があつております。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長村井眞菜君。

○総務常任委員長（村井眞菜君） おはようございます。12月定例会以降の総務常任委員会の報告を5分間程度で簡潔に説明します。

12月の委員会では全員視察に向け、大分県豊後高田市の子育て支援に係る質問事項を検討。次に、12月定例会、議案第103号の四万十町ケーブルネットワーク条例の一部改正に係る説明を企画課より受け、質疑応答の後、直接的に町民負担増の生じる問題ではないと判断しました。

1月の委員会では、四万十町景観計画及び四万十町景観条例の変更について、産業建設常任委員会との連合審査を行い、全会一致で可決しました。詳細については審査報告を最終日いたします。

次に、四万十町事前復興まちづくり計画策定の進捗状況についての調査を行いました。事前復興計画とは大規模な災害による被害を想定し、具体的な復興まちづくりの目標や実施方針などを平時のうちに検討する計画のことです。計画があることにより被災後に滞りない復興が促されます。担当の危機管理課より説明を受け、津波被害が想定される興津、志和地区での現在の取組、学識経験者を含む地域検討会を開催しており、山間部の事前復興計画については令和11年から取り組むことを確認しました。

次に、第3次四万十町総合振興計画について、担当、企画課より進捗状況の説明を受け、議論しました。令和8年度中に第3次四万十町総合振興計画を策定予定となっており、町民を対象とした暮らしに関するアンケート結果の分析を基に今後の四万十町の目指すべき姿を明確化し、その上で、政策に対し厳しさも持った業績評価を下しながら、現在、四万十町が有している資源や暮らしを守り、社会状況に合わせた持続可能なまちとし

での在り方、心豊かな発展を目指していくことが共有されました。

最後に、栲原町集落活動センター視察の振り返りを行いました。本町の集落活動センターの課題として、3年が経過した後の自立した運営は難しく、後継者不足に苦慮している中、栲原町の取組を本町でも生かせないかということで、栲原町では200万円の補助を各センターへ出しているにもかかわらず、実際にはセンターによっては運営が厳しく、採算の取れる事業展開まで至っていないということでした。地域で暮らし続けるためのセンターとしての色が濃く、町民の居場所や生きがいがづくりなど、福祉的な役割も担っている様子でした。

本町においては、補助金の額は栲原町より少ない中、集落支援員、協力隊の方々にご尽力いただきながら集落の皆様と継続している状況を注視し、今後の見通しを見据えていく必要があると委員会としての意見が合意しました。

2月の委員会は大正地域振興局で開催、1月に行った全員視察の振り返りとして、豊後高田市の子育て支援の取組は非常にすばらしく成果も出ているが、四万十町は産業構造や地理的条件の違いもあるので、そのまま本町に取り入れるわけにはいかないが、保育料の無償化や宅地の提供、空き家バンクの充実などをお手本にしながら、四万十町独自のやり方を模索していく必要がある。財源についても新たな政策を展開するならば、何を削るのかの議論をセットでやっていく必要があることを確認しました。

次に、大正中津川集落活動センター「こだま」の状況について、企画課より説明を受けました。大正中津川は高齢化率がなだらかな横ばい傾向であるのは、地域の方々の集落活動センターを核としたモーニング、どろんこ運動会、そのほか地域行事などを開催し、地域の結び付きが強く、若い世代の移住者が入ってきていることを共有、今後も大学との連携や、地域外と連携しながら活動センターを地道に続けていく旨を委員の皆で共有しました。以上で、2月までの総務常任委員会の報告といたします。

3月からの総務常任委員会は、残り1年を切りましたので、しっかりとした目標を基に、これからの四万十町の在り方を引き続き検討、議論して答えを出していきます。何とぞ、お願いいたします。

○議長（緒方正綱君） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長中屋康君。

○教育民生常任委員長（中屋康君） 教育民生常任委員会の12月定例会以降の活動報告になります。

まず、12月であります、特別養護老人ホームの施設改修、改築基本調査の今後の方向性という説明を施設長から受けております。令和6年に両荘の施設改修、改築基本調査が実施されておりました、その結果が明らかになったということで、今後の動きについての説明でありました。

一点目は、緊急性の高い屋根防水改修工事を令和7年度中に実施することになっており、それが繰越明許の中に入っております。続いて懸案であります今後の施設の利用について、改築か改修かの考え方を伺いました。介護保険事業計画の予測によりますと、令和12年頃から要介護3から5の認定者は徐々に減少することと、令和22年には約13%減少することですので、今後15年から20年後の利用を見据えて大規模改修、いわゆる長寿命化として整備を行う方向にあるということでありました。

続いて、四万十町人権尊重のまちづくり条例の説明を町民課長より受けております。今般、条例制定に向けた具体的な案がまとまったということで、今後のスケジュールについて伺いました。1月にパブリックコメントも実施をし、住民説明会ということで、窪川・大正・十和地域、各1か所ずつ1回経由してから、令和8年3月本会議に上程の運びになると報告を受けております。

次に、3委員会合同研修を企画しておりましたので、当委員会の訪問先を検討しました。大分県宇佐市にある安心院高等学校ということで、現在高等学校の存続がありますが、生徒募集活動について行政が支援を活発に行っておるということでしたので、宇佐市の関係部局にお願いをしておりました。先般、1月23日に訪問視察を実施して研修成果を得たところであります。

1月は、十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の関連の一部を改正することについて、十和町民生活課長から説明を受けております。十和地域の久保川にあります高齢者生活福祉センターと生活支援ハウスの二つの施設、現在、ともに待機者がありませんということです。利用者も減少してまいりましたので、今般、生活支援ハウスのデイサービスが実施されておりますが、この部門は昭和地区にある高齢者福祉センターに移設、一本化する。その後、生活支援ハウスについては需要に即した施設の利用転換をすると改正案を出したいということでありました。今回の議案提案となっております。

次に、四万十町手話言語条例について、健康福祉課長から説明を受けております。これも条例制定に向けた動きであり、令和7年10月から3回の検討委員会を開催し、意見公募手続も終えたということでありましたので、これも本会議に上程をされるということで、後

刻、我々で審査をすることになっております。

続いて、十和診療所の医師体制ということで、大正・十和診療所の事務長から現在の状況を伺いました。十和診療所の在勤医師が令和8年3月末をもって、一身上の都合で退職願を出されておりましたので、令和8年度からの診療体制づくりを急いでいるという報告はいただいております。

次に、高齢者支援課長より町内2か所にある介護老人保健施設アザレア、くぼかわ病院に併設であります。令和8年2月末に廃止となっております。令和8年1月13日の時点で、全入所者の施設への移行が完了しているとの確認をしております。もう一つ、介護老人福祉施設あけぼのは、大西病院併設であります。令和8年3月、本年の末に廃止となる動きにあるようでして、現在30人の入所者がおられるということで、廃止までの期間が全くないということで、他施設の移行調整を急ぐように要請しておりますという説明を受けております。

なお、介護老人福祉施設の廃止の動きについては、町民の皆様が深い関心を寄せておりますことから、今後の新たな動きについては逐次、連絡、協議することとしております。

以上、教育民生常任委員会からの報告であります。

○議長（緒方正綱君） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長山本大輔君。

○産業建設常任委員長（山本大輔君） おはようございます。産業建設常任委員会の委員会報告をいたします。

産業建設常任委員会は、この2年間、1次産業を活性化させる取組、商工観光業を充実させる取組の二つを柱に活動しております。12月以降3回の委員会を実施しました。

まず、12月5日には大正下津井地区の土砂崩壊の現地視察、陳情・請願の精査について、視察研修の事前質問についてをテーマとしました。

大正下津井地区の土砂災害の現地視察は、大規模な土砂崩れにより土砂が道を塞ぎ、それが川まで達しており、大道地区から下津井地区へ抜ける道が完全に通行できない状況を確認しました。生活に必要な物資の調達や供給に必要な生活道路であり、早急な復旧が必要であること、また、急峻な現場であることから、十分に安全性を保った上での工事を求めました。

陳情・請願の精査では、現地調査へ行った際の懸念事項、協議事項の結果を確認し、地

元や関係機関とも十分に協議を重ね、内容について結論が出ていることを確認し、全会一致で採択としました。

そのほか、1月の視察研修の事前質問について委員から意見を出してもらい、事前質問をまとめることとしました。また、残りの委員会の任期中、この委員会で取り上げるべき課題についても全員で共有しました。

そして、1月14日には、十和地域にて特用林産の視察、意見交換を現地で行いました。また、十和の地域おこし協力隊との意見交換について、この二つをテーマとしました。

特用林産の視察、意見交換では地吉地区にあるシイタケのハウス内のほだ場を視察し、生産者と意見交換を実施しました。十和地域は昭和50年代に原木シイタケの生産量で日本一になった実績があり、それを何とか伝えていこうと3世帯で取り組んでいる農家でした。近隣の農家も生産者が3軒となったこと、国の補助金活用の条件が地域と合致していない点や、栽培に必要な施設、機材の維持にかかる費用の捻出に苦勞していることや、出口である売り先等の拡充がこれから先、必要との課題をお聞きしました。

維持に係る費用の捻出は、ほかの地域でも同様の意見があることから、引き続き研究が必要であり、売り先等の確保も町全体で考えていかなければならない課題であり、残りの委員会の機会でも今後に取り上げていきたいと思っております。

地域おこし協力隊との意見交換会は、我々もこういう機会を持ったことはなく、所管の委員会として隊員の思いや課題を把握し、今後に生かすべく意見交換を行いました。

委員からは、なぜ四万十町を選ばれたのか、卒業後のイメージはできているか等の質問があり、四万十町を選んだ理由や今後について一人一人に思いを述べてもらいました。既に今後のイメージができている方や、実際、思いを持って来たが、これまでの取組の中で卒業後の進路の再構築が必要であることなど、実際に活動してみたのシビアな意見もお伺いしました。

行政に求めることとしては、処遇の問題や明確なミッションを求める声、また、住む所によって地域との関わりが変わるというリアルな話も聞くことができ、担当課とも意見交換の場を設けたいと考えております。

最後、2月3日には大正地域にて下津井宗海橋の修繕工事について、集成材工場跡地のバイオマス発電事業についてをテーマとしました。

大正地域でも地域おこし協力隊との意見交換を予定しておりましたが、日程が合わず、行うことはできませんでした。

下津井の宗海橋の修繕工事については、現地へ向かい、なぜ修繕が必要なのか、修繕方法、工事金額について説明を受けました。集成材工場跡地のバイオマス発電所については、当初の予定であった令和8年6月の運転開始が令和9年3月に変更となっている点、その要因としては、事業認可は順調に進んでいるが、事業想定段階より円安が進み、機械の購入が難しいという説明がありました。

委員の皆さんからは、就業予定3人の方の現在の状況確認、町として開始の催促はできないかと、さらに頓挫した場合の対応等の質問が出ましたが、あくまで森林組合と先方とのやり取りのため、稼働してからの協定書は結んでいるが、それまでの対応は難しいとのお話がありました。ただ、四万十町森林組合の話であることから、引き続き、注視してもらおうよう依頼をしました。

以上で産業建設常任委員会からの報告といたします。

○議長（緒方正綱君） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、広報広聴常任委員長の報告を求めます。

広報広聴常任委員長武田秀義君。

○広報広聴常任委員長（武田秀義君） おはようございます。広報広聴常任委員会から報告いたします。

広報広聴常任委員会としては、毎定例会後に実施しております地域聞き取り調査を今定例会終了後、17日火曜日に予定しております。対象は十和地域の大井川、河内、小野を予定しております。その地域の方々には各議員が一戸一戸回って聞き取り調査を行う予定ですので、ご意見等を寄せていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

広報広聴常任委員会よりの報告とさせていただきます。

○議長（緒方正綱君） これで常任委員会の所管事務調査等に関する報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 皆さん、改めまして、おはようございます。行政報告を申し上げたいと思います。

本日、議員の皆様のご出席を賜りまして、令和8年度第1回町議会定例会が開催されま

すことを厚く御礼を申し上げます。開会に当たりまして、先の12月町議会定例会以降の主要な行政運営等に関しましてご報告を申し上げます。

まず、高知県消防広域化の取組についてです。

この広域化は高知県が主体となり、今後の人口減少が進行する中であっても県民の生命、身体及び財産を守るために必要な消防力を確保することを目的としております。現在、県内全市町村の消防組織を一元化するための、高知県消防広域化基本計画の策定に向け、高知県消防広域化基本計画あり方検討会において協議が進められている状況です。

検討会では、広域化の必要性として主に四つの点が示されております。

第1に、人口減少に伴う財源の制約です。今後の税収見通しが不透明な中、各消防本部の財源確保が困難になるという懸念があります。

第2に、消防サービスの需要増大です。高齢化に伴う救急出動件数の増加や南海トラフ地震等の大規模災害への対応など、消防に求められる役割はますます増大することが見込まれます。

第3に、県内消防本部の現状です。県内15消防本部の多くが小規模であり、総務や通信指令といった間接部門に多くの人員を割かざるを得ず、特に郡部では人材確保も困難な状況にあります。

第4に、これらの課題を解決するためには消防組織の一元化により間接部門をスリム化し、その余力を現地活動に振り分けるといったスケールメリットを生かした組織運営、すなわち消防の広域化が必要であるとされております。

県から示されました、これらの課題はまさしく本町が抱える喫緊の課題でもあり、昨年9月定例会におきましても同様の認識を答弁したところであります。

その後、進捗としまして、本年1月7日に開催されました第3回検討会において、今後の具体的な前提条件が示されました。その主な内容として、令和16年度からの消防指令システムの全県共同運用開始、県内消防本部の一元化に向けた協議の推進と、令和10年4月をめどとした実施主体「高知県消防広域連合（仮称）」の設置が挙げられております。

これらの方針に基づき、法定協議会の設置に必要となる議会の議決は令和9年度前半に行われる見込みとなっております。これにより、当初の計画から協議期間が実質的に1年延長された形となっております。

四万十町としましては、引き続き、検討会等における議論の推移を注視し、町民の皆様の安全・安心の確保という大局的な観点から、本町の考えを明確に示していきたいと考え

ております。

続きまして、ヤマト運輸株式会社との包括的連携協定の締結について、ご報告申し上げます。

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、複雑、多様化する地域課題に対しまして、官民連携による住民サービスの向上と持続可能なまちづくりを推進するため、令和8年2月3日、ヤマト運輸株式会社と包括的連携協定を締結いたしました。

本協定の中核であります安全・安心な地域づくりにおいては、同社の事業網を生かし、日常業務を通じた高齢者等の見守り活動を開始することで、住民の孤立防止と生活の異変を早期に発見できる体制を構築するものです。併せて、不審者や道路損傷等を発見した際の情報共有を円滑化し、迅速な対応が可能となる環境を整えることとしております。

また、本協定は災害時における協力体制の構築や移住促進、観光分野における本町の魅力発信支援など、多岐にわたる連携も視野に入れたものであり、町の持続的な発展と住民生活の安定に不可欠な要素です。これらの項目については、今後、同社と具体的な連携の在り方に関する協議を進めまして、協定の実効性を高めていくこととしております。

今回の協定締結を契機としまして、多岐にわたる地域課題に対し、本町の実情に応じた連携体制の充実を図り、町民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を構築してまいります。

続きまして、公共交通ネットワークの再編と公共ライドシェアの導入についてご報告を申し上げます。

本町の交通の要でありますJR予土線との連携を強化し、利便性の抜本的向上を図るため、国道381号線を走行する路線バスの再編に着手いたします。

まず、令和8年4月より窪川駅から道の駅とおわ間の直行路線を開設し、トンネル経由による速達化を実現するとともに、長年の課題でありました日・祝日の運休を解消し、全日運行化を図ります。併せて、運賃体系をJR予土線の水準に合わせ、鉄道とバスを一体的に利用できる環境を整えてまいります。将来的には本路線を四万十市江川崎駅まで延伸する協議も進めておりまして、広域的な移動の円滑化を目指します。

また、路線の速達化に伴い、懸念されます交通空白地の解消にも万全を期してまいります。河内、浦越、吾川の各地区については、既存のコミュニティバスにより生活の足を確保いたします。

一方で、車両や運転士の不足が深刻化しておりまして、定期運行が困難な野地、家地

川、弘瀬地区においては、本交通再編における新たな取組として、全国的にも注目されており、公共ライドシェアを導入いたします。

この取組は地元の集落活動センターの皆様にも多大なるご協力をいただくもので、正に地域共助の精神によって実現するものであります。運用としては前日までの予約制とし、各ご家庭の前から国道沿いのバス停までを運賃100円できめ細かく結び、国道を走る路線バスと円滑に接続することで、通院や買物などにおける利便性を確保してまいります。

今回の再編は単なる路線の見直しにとどまることなく、新たな選択肢でありますライドシェアを地域の皆様との連携によって形にする、本町の实情に即した持続可能な交通体系の構築を目指すものです。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、今後も地域の实情に応じた交通ネットワークの充実に邁進してまいります。

続きまして、県立高校振興再編計画前期計画の状況についてご報告をいたします。

先の9月定例会の行政報告でも申し上げましたとおり、高知県が策定した高校振興再編計画の前期実施計画を受け、窪川高校では野球部の復活に向けた取組や、韓国の高校生との交流、DXハイスクールを生かした取組など、また、四万十高校では寮生の活動のサポートの充実や蜜蜂の養蜂による教科横断的な取組などを実施し、両校がそれぞれに魅力化を図りながら生徒数の確保に積極的に取り組んでまいりました。

この結果、今年1月に実施されましたフロンティア入試という新たな入試制度では窪川高校が20人、四万十高校が23人の合格者を確保し、また、従来の選考方法でありますA日程には窪川校が19人、四万十高校が3人の出願状況となっております。出願者全員が合格すれば次年度の入学者数は窪川高校で39人、四万十高校では26人となります。

これは高知県が示す窪川高校の入学者数の努力目標41人以上に近く、四万十高校においては努力目標25人以上を上回る人数であり、もう一つの努力目標である地元中学校からの進学率向上という課題が残っているものの、両校存続に向けての一定のめどが立ってきたと考えております。

今後も継続的に高校魅力化を通じた生徒数確保に努めながら、入学した生徒が充実した高校生活を送れるよう、町としてもできる限りのサポートをしてまいりますので、町民の皆様のご積極的なご協力をお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（緒方正綱君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、議案第3号から日程第17、議案第15号までの13議案を上程、説明、審議・採決を行います。その後、日程第18、議案第16号から日程第68、議案第66号までの51議案は提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。なお、委員会付託案件は質疑応答後、所管の委員会に付託を予定しております。日程第69、請願・陳情については所管の常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第5、議案第3号宗海橋橋梁修繕工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第3号宗海橋橋梁修繕工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

昭和43年に仮設されました宗海橋については、長寿命化計画に基づく橋梁点検の結果、通行に支障が生じる恐れがある箇所が確認されたため、修繕工事を行うこととしております。

工事の実施に際しまして、2月3日に地域密着型一般競争入札の公告を行いましたところ、2者からの入札参加申請がありましたので、参加資格の確認後、2月24日に2者による一般競争入札に付しました結果、株式会社田邊建設が8,995万円をもって落札いたしました。この落札価格10%の消費税額及び地方消費税899万5,000円を加えた9,894万5,000円をもって工事請負契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号宗海橋橋梁修繕工事請負契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第6、議案第4号町道路線の廃止についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第4号町道路線の廃止について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、町道路線を廃止することについて、議会の議決を求めるものです。

大井川西土佐線については、井崎集落から四万十市へと接続する重要な生活道路として供用されているところですが、当該区間については、道路改良事業により隣接して道路が新設された区間でありますので、従前からの道路が旧道として残っている状況です。この旧道の橋梁部分については使用されておらず、一般交通の用に供する必要がなくなったと認め、当該区間を廃止して維持管理の軽減を図るものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

13番橋本章央君。

○13番（橋本章央君） 一点だけお聞きします。

町道から外して、しかし、現物の橋は残るといふ現実があるがですが、その後の対応はどうするのでしょうか。そのまま置くのでしょうか。取り壊してという形になるか、その点を教えてください。

○議長（緒方正綱君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） お答えします。

橋梁については現状のまま放置する、置いておきます。

○議長（緒方正綱君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号町道路線の廃止についてを採決します。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第7、議案第5号令和7年度四万十町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第5号令和7年度四万十町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の補正予算関連事業や施設の老朽化に伴い、早急に対応せざるを得ない修繕経費のほか、本年度最後の補正予算となることから、実績見込みによる事業費の精査等、所要の予算措置を講じたところです。

それでは、歳出予算の主な内容について、予算科目の順にご説明申し上げます。

まず、2款総務費です。財産管理費では、ふるさと支援寄附金が減収見込みであることから、ふるさと支援基金積立金2億4,732万6,000円を減額する一方、再算定に伴い追加交

付された普通交付税のうち臨時財政対策債を償還するための措置分、2,261万2,000円を減債基金積立金として追加計上しております。

人材育成推進費では、窪川高校の町外出身の生徒の受入先として短期滞在型宿泊施設を活用するに当たり、必要となる備品の購入費用142万4,000円を計上しております。ふるさと支援推進費ではふるさと支援寄附金が減収見込みであることから、返礼特産品代等の事務費1億1,823万7,000円を減額しております。

次に、3款民生費です。障害福祉費では、自立支援医療給付費等の各種給付費について実績見込みに伴い5,798万円を減額する一方、老人福祉施設費ではデイサービスセンターさくら貝及び緑林荘の老朽化に伴う施設の改修費用が増額となったため、工事請負費537万円を追加計上しております。

次に、4款衛生費です。予防費では、実績見込みにより新型コロナワクチン定期接種委託料3,205万4,000円、各種予防接種委託料1,167万円をそれぞれ減額する一方、診療所費では十和診療所において特別会計予算を精査した結果、減収見込みとなったことに伴い、十和診療所特別会計繰出金1,064万6,000円を追加計上しております。

次に、6款農林水産業費です。農業振興費では、事業量の精査により各種補助金を減額する一方、農地費では国の補正予算関連事業としまして、地震や豪雨など災害による防災重点ため池の決壊を防ぐため、県が行う工事の負担金として地域ため池総合整備事業負担金820万1,000円を追加計上しております。

次に、7款商工費です。商工振興費では、四万十町ネット販売推進協議会が運営する町産品のインターネット販売事業について受発注システムの改修や、令和8年度に協議会が一般社団法人へ移行する際に必要とする経費等を支援するため、協議会に対する補助金100万円を追加計上しております。また、観光費では町内外の3か所にあります老朽化した松葉川温泉の看板撤去費用248万6,000円を計上しております。

次に、8款土木費です。道路新設改良費では、町道新設改良事業の進捗状況に応じて事業費の組替えを行ったほか、住宅建設事業費では北琴平第2団地改築事業及び定住住宅米奥団地新築事業について、実績見込みより工事請負費1,798万7,000円を減額しております。

次に、9款消防費です。防災費では、事業の精査により各種補助金を減額する一方、国の補正予算関連事業としまして、急傾斜地崩壊危険区域に位置付けられた避難所や集会所等の土砂災害を防ぐため、県が行う工事の負担金として急傾斜地崩壊対策事業負担金

258万3,000円を追加計上しております。

次に、10款教育費です。小学校の学校管理費では、事業の精査によりトイレ改修工事に係る実施設計監理委託料及び工事請負費1,944万4,000円を減額しております。

以上が歳出の主な内容となりますが、歳入としましては、普通交付税において国の補正予算による再算定等により2億9,682万6,000円を追加計上する一方、ふるさと支援寄附金の減収見込みにより、ふるさと支援寄附金2億4,273万7,000円を減額しております。

そのほか、各事業の進捗状況等を基に国・県支出金や繰入金、町債等の確定見込額についても精査を行うなど、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ10億3,000万円の減額となり、累計予算総額は歳入歳出それぞれ189億8,700万円となっております。

次に、第2表繰越明許費補正です。先ほど申し上げました国の補正予算関連事業をはじめ、観光交流拠点整備事業や公営住宅建設事業、町道改良事業など計42件、18億5,986万1,000円について、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費として追加するものです。

次に、第3表債務負担行為補正です。廃棄物処理施設でありますクリーンセンター銀河及び若井グリーンセンターの運転管理業務について、長期的な委託契約を行うことにより維持管理コストの低減や施設の適切な管理運営を図るため、令和8年度から令和17年度までを委託期間とする包括的長期民間委託契約を締結しようとするもののほか、クリーンセンター銀河改修委託事業については供用開始後23年が経過しておりまして、設備の老朽化が進んでいることから大規模な改修が必要な状況となっております。

しかしながら、施設を停止せず運転しながら改修を行う必要があることから、令和10年度まで締結しようとするものです。

また、十和村史続編編さん事業については、令和5年の3月定例会において議決をいただいたところですが、その後の事業量の増加に伴いまして、不足が見込まれる事業費について限度額を補正するものです。

以上、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

最後に、第4表地方債補正です。国の補正予算関連事業の実施に当たりまして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債1,040万円を追加するほか、事業費の精査に伴いまして、各地方債の限度額を変更するものです。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

会議の途中ですが、ただいまより暫時休憩をいたします。10時35分まで休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

9番中屋康君。

○9番（中屋康君） 何点かお伺いしておきたい部分がありますので、予算書からでいきたいと思います。

まず、39ページ、2款の総務費の関係ですが、最下段に書いてあります路線バスの運行事業補助金で770万6,000円が不用となっていて、当初予算1億1,500万円ぐらいの金額がついていましたので、この不用額、どういう補助金の使い方なのかお伺いします。

次に、54ページです。先ほど町長の行政報告の中にもありましたが、予算説明書の中にあつたんですが、デイサービスさくら貝と緑林荘の改修工事費が追加になりました。繰越明許ということで補正が出ましたが、この時期の同じ施設、さくら貝と緑林荘ともに同様の金額になるので、どういった補正の工事内容になるのか、聞いておきたいと思います。

次に、64ページです。衛生費の一番下の住宅断熱改修補助金が今回1,200万円そのまま残っております。もともと当初予算資料を見ますと、1,200万円になっています。丸々使われていないことにはなりますが、この断熱改修費補助金ですが、どういった周知、運用がされたのか説明をいただきたいと思います。

6款に行きます、70ページです。工事請負費がありますね。農村地域活性化複合施設改修工事費1,029万6,000円が不用ということですが、当初1,400万円でした。1,000万円が不用になっていまして、どういった工事内容で、これだけ不用になったのか。施設改修となっていますので、お伺いしておきたいと思います。

最後、71ページです。一番下のところの真ん中に町産材利用促進事業補助金が1,000万円の減です。当初、1,950万円がついておりましたが、町産材利用促進が年々下がっているような気がするのですが、どんな状況なのか。せっかくの町産材が利用されていないという建築内容とか、そういったことをお伺いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 企画課長富田努君。

○企画課長（富田努君） 私から二点お答えをしたいと思います。

39ページ、路線バス運行事業補助金、今回、770万6,000円を減額しております。バスの補助金については経常費用から経常収入を引いた、いわゆる経常損益、赤字の分を補助しているわけですが、減額の理由は、バス運行による収入が増えたのが一つあります。なぜ増えたかといいますと、具体的には学生の定期券利用者の増加で、その部分が増えたことと、保険の還付金があったので収入が増えております。

また、支出で言いますと、社員を臨時社員に移行したり、自己都合退職によって退職準備金減額等があつて人件費が減額になったと。減る要素、増える要素がそれぞれあつて、結果的に770万6,000円の減額になったという経過があります。

続いて、70ページになりますが、これは農村環境改善センターの改修になります。もともと老朽化や、消防点検の指摘を受けまして本年度に改修を行っているんですが、具体的に幾つかの工事を行っている中で、雨漏りの部分の修繕を次年度にこかしたということです。本来であれば、雨漏りこそすぐにやるべきところではあるんですが、施設が古い上に屋根に太陽光の設備を載せておまして、その関係で雨漏り箇所の確認とか、どう水道が通っているのかといった確認に非常に時間を要しまして、その部分は次年度にこかささせていただきますということで、今回、減額となっております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） お答えします。

予算書54ページのデイサービス2か所の分の理由です。たまたま値段が似ている、同時期となりましたが、それぞれ状況は変わっております。

まず、緑林荘の内容は浴槽、浴室、それから分電盤などの老朽化によるものです。これは設計に要する日数が想定より多く、年度末までの工事完了が見込めないため繰越しになります。さくら貝は給湯器エコキュートの更新の部分です。当初予定していた費用より多額となり、予算不足が生じ、入札実施が困難なため繰越しになりました。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 環境水道課長戸田太郎君。

○環境水道課長（戸田太郎君） 私からは予算書64ページ、住宅断熱改修費補助金の減額

について説明いたします。

こちらの事業は、ホームページや区長文書などで周知をし、それなりに問合せもあったわけですが、実際には申請が1件も来なかったということで全額落としております。

その申請がなかった要因としては、国に同様の補助金があったことが一点目と。二点目は、補助要件として耐震基準を満たしている必要があるんですけども、建設課の事業であります耐震改修補助が7月で予算額に達してしまったということで、国の採択はその後、2月末まで下りなかったこともあって、本事業の完了期限であります1月末に間に合わなかったことなどが要因と考えております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 農林水産課長武田正人君。

○農林水産課長（武田正人君） お答えします。

予算書71ページ、町産材利用促進事業補助金の減額についてです。この事業は当初、一般住宅10件、事務所等3件を見込んでおりましたけれども、現時点で一般住宅6件で、このうちの3件については工事の完成が年度内に間に合わないこともありまして、次年度への繰越しを予定しているところです。

新築着工が見られるものの、年々少ないのではないかとのご指摘ですけれども、この要因としては、やはりハウスメーカーとの競合が考えられるのかなと思います。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 9番中屋康君。

○9番（中屋康君） それぞれお伺いして、十分内容等は承知しました。

一点だけ、住宅断熱の関係は十分、分かりましたが、いろんな諸事情があるというところですが、来年度当初予算にもこの企画の何がしか入っておりましたので、先ほどの原因等々、耐震の関係もありますので、今年度の分も含めてでもあるんですが、今言った耐震との連動でこの断熱改修が動くということでもありますので、そこの辺りの考え方を最後に再確認させていただいて、あとの部分は了知しました。住宅断熱の関係の来年度の使用に向けての内容等々、もう一度確認しておきたいと思います。特に建設課の耐震関係と連動しての作業になるのかどうかだけ確認させてもらいたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 環境水道課長戸田太郎君。

○環境水道課長（戸田太郎君） お答えします。

この住宅断熱補助と耐震改修の補助というのは、何年に家が建てられたかによるところ

で連動する場合と、しない場合がありますので、全てが連動するわけではありませんが、一部では今年度と同じことが起きる可能性はあると考えております。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

4 番村井眞菜君。

○4 番（村井眞菜君） お伺いします。

予算書62ページ、産後ケア事業委託料の120万円、減額理由をお伺いします。生まれる子どもが少なかったのかなと想像するところなんです。

64ページ、住宅断熱改修費補助金について、私も制度設計に一定問題があるのかなという思いがあったので聞こうとしたんですが、中屋議員から聞いていただいたので、やめまして。その下の太陽光発電設備等設置費補助金、1,200万円の減額も制度設計等々、改善が必要なのかなと思うんですが、なぜ減額になっているかお伺いします。

次に、89ページ、額は小さいんですが、休校校舎管理委託料41万8,000円の減額で、なぜそのようなことになったのかお伺いします。

次に、95ページ、放課後子ども教室指導者謝金300万円の減額理由をお伺いします。

最後に、97ページ、図書館・美術館の会計年度任用職員の報酬が減額140万円になっていますので、減額理由をお伺いしたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 健康福祉課長戸田ゆかり君。

○健康福祉課長（戸田ゆかり君） 私からは、予算書62ページの産後ケア事業の減額についてご説明いたします。

産後ケア事業、今年度から通所型を始めましたので、利用者も増えると見込みましての当初予算の計上でしたが、結果的には設定したほどの人数の利用がなかったことと。当初、宿泊型とかの一番高い単価の金額を設定して見込んでいましたので、その分も含めての減額となっております。

○議長（緒方正綱君） 環境水道課長戸田太郎君。

○環境水道課長（戸田太郎君） 私からは、予算書64ページの太陽光発電設備等設置費補助金の減額について、ご説明いたします。

この補助金は太陽光発電30基、蓄電池として30基の予算計上をしておりましたが、実際の実績としては太陽光発電が6基、蓄電池が11基となっております。昨年は太陽光発電設備で13基、蓄電池で32基の申請がありましたので、同様の申請があるものと見込んでおりましたが、大幅に少なかった実績となっております。

その要因としては、やはり、ここ数年の物価高騰などによって住宅、新築等もそうすけども、こういった設備も同様に金額が上がっているということで、家も建てる方も少なければ、そういった施設をつける方も少ないことが要因と考えております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 教育次長川上武史君。

○教育次長（川上武史君） 私から89ページ、休校校舎管理の件ですけれども、減の理由は昭和小学校と興津小学校の休校校舎の管理委託をお受けいただける方が見つからなかったということです。

なお、両校については、スポットで地元の方に草刈り等やっていただくことで、一定の管理はできている状況ですけれども、来年度に向けて新たな委託先を模索していきたいと考えているところです。

○議長（緒方正綱君） 生涯学習課長今西浩一君。

○生涯学習課長（今西浩一君） 私からは、予算書95ページの放課後子ども教室指導者謝金の減額300万円についてです。

放課後子ども教室の謝金については、年間予算額で言いますと3,600万円ほど見込んでおりますが、町全体の教室の運営状況がまちまちといたしますか、年間の子どもの利用の状況によっても変わるところがありますので、一定、余裕を持って予算を取っているところです。今回、3月末までの支払い状況なんかを見込みまして、一定、余力は残しておりますが、不用であると見込まれる部分について、300万円ほど減額させていただいたものです。

次に、97ページの図書館・美術館の会計年度任用職員の報酬の減額についてです。

こちらについては、教育委員会全体の雇用の中で、障がい者雇用枠というもので一定、雇用しなければならないところもありまして、年間の予算では予定しておりまして、募集も行いながら採用に向けて取り組んでおりますが、今年度については雇用できなかったこともあり、人件費を調整して不用見込みを減額したものです。

○議長（緒方正綱君） 4番村井眞菜君。

○4番（村井眞菜君） 一定、理解しました。62ページの産後ケア事業においては、宿泊型も含んだ一番かかる経費で上げていたけれども、実績があまりなかったという減額だったと思うんですが、非常に充実した状況なので、続いていったらいいなと思います。よろしく願います。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

5 番佐竹将典君。

○5 番（佐竹将典君） お伺いたします。

26ページ、ふるさと支援寄附金2億4,000万円程度の減額があります。この減額理由を教えてください。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） お答えします。

これは実績によるものということで、今年度のふるさと納税の受入額、当初では12億円としておりましたが、12月の補正予算で1億円落とし、今回、実績を再度精査した結果、8億数千万円程度に収まるという見通しになりましたので、減額補正させていただいております。

○議長（緒方正綱君） 5 番佐竹将典君。

○5 番（佐竹将典君） ご答弁いただきました。

ちょっとお伺したいんですけども、令和6年9月の補正予算の資料を確認したところ、ふるさと支援推進事業というものがあまして、マーケティング、サムネイル、検索エンジン等の改善をするための予算がついておりました。こういうこともやりながら、こういう結果になってしまったということですが、どういうところに問題があるのかと。今後どうそれを改善していくのか、もし考えがあるのであれば教えてくださいと思います。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） お答えします。

昨年度9月補正予算から計上させていただいたプロモーションの委託料ですが、サムネイルの改善であるとか画像の改善とかを行っていただきまして、流入については増えていることもありますが、やはり、全体的に競争が激しくなっていると。

今回、前年同期と比較してみますと、高知県全体では若干増えているわけですが、高知市とかが非常に増えています。高知市のランキング1位でいくとトイレトペーパーが1位になっていたり、土佐市でいくとブントが1位になっていたり、そのほか県内の市町村のランキングは参照しておりますけども、カツオのたたきであったり、非常に多様化をしているところもありますし、生活必需品というのが非常にうちの場合は弱いなど。

あとは、果物であるとかスイーツであるとか、魚、肉と。うちに肉はありますが、

牛肉は若干弱いかな。そういった製品の強弱というのが、寄附者の嗜好も大分変わってきていまして、物価高騰によって生活用品がかなり伸びている感があります。

その中でも我々としては魅力的な製品の発掘、あるいは共通返礼品という形で、他市町村との連携を新町長の下で検討していかなければならない時期に来ているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 11款災害復旧費。

○議長（緒方正綱君） ページ数お願いします。

○8番（伴ノ内珠喜君） 100ページ、11款災害復旧費の工事請負費の減額の内訳をお聞かせください。

○議長（緒方正綱君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） お答えします。

実は、これは12月補正で被害額ベースで補正を上げておりまして、実際、それ以降に査定を受けまして、その査定による減額、2億2,200万円の減額処理と至った経緯です。

○議長（緒方正綱君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

〔発言する者あり〕

○議長（緒方正綱君） 1番武田秀義君。

○1番（武田秀義君） 二点だけ。49ページ、民生費の12節あったかふれあいセンター事業委託料の減額理由をお願いします。

64ページの18節浄化槽設置整備事業費補助金の減額、単に物価高騰により浄化槽の設置が進んでいないのか、新築工事が進んでいないのか、そういった理由と推測しますが、理由をお願いします。

○議長（緒方正綱君） 武田議員、1番目の質問、もう一度。聞こえなかったもんで。

○1番（武田秀義君） 49ページ、3款民生費の12節あったかふれあいセンター事業の減額理由、お願いします。

○議長（緒方正綱君） 健康福祉課長戸田ゆかり君。

○健康福祉課長（戸田ゆかり君） あったかふれあいセンター事業の減額について、ご説明します。

県のあったかふれあいセンター事業費の補助金の要綱が改正になりまして、上限額が上がったことに応じて町の補助額も組んでおりました。ただ、実際の事業費として、人件費等では産休代替のスタッフを募集しておりましたが、応募がなかったこととか、いろいろ運営費等の事業費が上限にまで達することがなかったため、不用額として減額補正したものです。

○議長（緒方正綱君） 環境水道課長戸田太郎君。

○環境水道課長（戸田太郎君） 64ページの浄化槽設置整備事業費補助金の減額について、ご説明します。

減額の理由については、通常、大体60基前後、補助件数がありましたが、年々減少傾向にあり、近年では50基前後という実績となっておりました。今年度も55基を申請見込みと予算計上しておりましたけども、実績見込みとしては31基と、かなり予算より少ない見込みとなっております。

要因としては、先ほど議員もおっしゃられましたように、物価高騰などの影響もあって新築自体が少なくなっている、確実とは言えないですが、そういったところも大きな要因となっておりますし。当然、新築だけではなく既存の家屋についても補助対象内ではありますけども、やっぱり、物価高騰によって設置をしづらい状況にあると考えております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号令和7年度四万十町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第8、議案第6号令和7年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第9、議案第7号令和7年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）、日程第10、議案第8号令和7年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）、日程第11、議案第9号令和7年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第6号から議案第9号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第6号から議案第9号までの各特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第6号令和7年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）です。

今回の主な補正内容としましては、歳出については、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、保険給付費で190万円、諸支出金で142万6,000円をそれぞれ追加計上する一方、総務費で74万円、保健事業費で471万3,000円、予備費で937万5,000円をそれぞれ減額しております。

歳入については、県支出金で379万8,000円を追加計上する一方、国民健康保険税で390万円、繰入金で1,138万9,000円をそれぞれ減額しております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,150万円の減額補正となり、累計予算総額は21億3,520万円となっております。

なお、この補正予算案は四万十町国民健康保険運営協議会から適当である旨の答申をいただいております。

続きまして、議案第7号令和7年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）です。

今回の主な補正内容としまして、本年度の実績見込みに基づきまして精査した結果、歳出については、総務費で1,260万円、医業費で57万6,000円、給食費で52万4,000円をそれ

ぞれ減額しております。

歳入については、入院患者数及び外来収入の増加により、診療収入で1,540万円を追加計上する一方、繰入金で2,870万円、諸収入で30万円、町債で10万円をそれぞれ減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,370万円の減額補正となり、累計予算総額は4億6,040万円となっております。また、地方債については、第2表地方債補正に記載のとおり限度額の変更を行っております。

続きまして、議案第8号令和7年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算(第3号)です。

今回の主な補正内容としまして、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出については、総務費で240万4,000円、医業費で19万6,000円をそれぞれ減額しております。歳入については、外来収入の減少により診療収入で1,427万2,000円を減額する一方、収支差補填として繰入金で1,174万6,000円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ260万円の減額補正となり、累計予算総額は1億2,570万円となっております。

最後に、議案第9号令和7年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算(第3号)です。

今回の補正内容としましては、歳出については、総務費で2万1,000円、医業費で4万9,000円、予備費で3万円をそれぞれ減額しております。歳入については、県支出金で4万円を追加計上する一方、繰入金で14万円を減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ10万円の減額補正となり、累計予算総額は520万円となっております。

以上4件の補正予算について、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(緒方正綱君) 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9番中屋康君。

○9番(中屋康君) 一点だけなんです、全体的に国保診療所の関係の補正が出て、説明いただきました。

ただいまの話によりますと、大正診療所については特別会計の繰出金を減額しておりま

すので、好転して実績が上がってきている内容。片や、十和診療所については、繰出金については1,000万円何がしが繰り出しとなりまして、両診療所の違いが明白になっているんですが、何が大きな原因なのか。こういった捉え方をして今回の補正がこの形で動いているのか、大まかに全体的な流れを聞いておきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 大正・十和診療所事務長池田康人君。

○大正・十和診療所事務長（池田康人君） お答えします。

今、議員がおっしゃるとおり、大正診療所は患者数が増加、特に入院患者も昨年度と比べると、去年は平均で1桁が今2桁になって、かなり入院の収入も増えているのが実情で。あと、大正、十和診療所でなぜそれだけ違うのかという質問なのですが、やっぱり、ご存じのように人口自体も大正、十和、それぞれ2,000人を切るようなところで、もとの分母の実態も減っておりますし、その中で患者数が減るのは仕方ないのかなど。どうしても医療施設、設備を見ましても、大正診療所は入院もありますし、いろんな検査機器もある程度整っておりますので、致し方ない部分はあるのかなと考えております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 9番中屋康君。

○9番（中屋康君） 現状のお話をいただきました。大正診療所については入院患者が非常に増えたところが主な、いわゆる診療収入の上がった原因というところですが。対前年当たりを比べるとかなり増えているという、入院数が急激に増えたところの分析は事務長としてはどんな感じでされているのか。もう一回聞いておきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 大正・十和診療所事務長池田康人君。

○大正・十和診療所事務長（池田康人君） お答えします。

非常に答えづらい質問なのですが、やっぱり入院も決めるのは医師でして、最終的には医師の判断となるので、なぜというのにはお答えしづらいです。

○9番（中屋康君） それじゃ追及しません。結構です。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号令和7年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号令和7年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号令和7年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号令和7年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第12、議案10号令和7年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、日程第13、議案第11号令和7年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第10号及び議案第11号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第10号及び議案第11号の各特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第10号令和7年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）です。

今回の主な補正内容としまして、歳出については、広域連合納付金の確定見込みの精査に伴う追加計上など、所要の予算措置を講じております。歳入については、繰入金を減額する一方、保険料の見込額がおおよそ決定したことに伴い、保険料を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ330万円の追加補正となり、累計予算総額は3億7,910万円となっております。

続きまして、議案第11号令和7年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）です。

今回の補正は、本年度1月までの事業実績に基づく予算の精査によるものです。

主な補正内容としまして、歳出については、保険給付費で今後の給付費を推計し、追加計上する一方、地域支援事業費で事業費の確定見込みに伴う精査を行い、減額するなど、所要の予算措置を講じております。歳入については、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

これにより、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,070万円の減額補正となり、累計予算総額は26億4,600万円となっております。

以上2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号令和7年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号令和7年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採

決します。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第14、議案第12号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）、日程第15、議案第13号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第4号）、以上、議案第12号及び議案第13号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第12号及び議案第13号の各特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第12号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）です。

今回の主な補正内容としまして、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出については、総務費で86万1,000円、サービス事業費で673万9,000円をそれぞれ減額しております。

歳入については、サービス収入で90万円、繰入金で645万8,000円、諸収入で4万2,000円、町債で20万円をそれぞれ減額しております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ760万円の減額補正となり、累計予算総額は4億3,460万円となっております。

次に、第2表繰越明許費です。屋上防水補修事業について設計業者との協議、調整に不測の日数を要し、年度内での事業完了が見込めなくなったことから、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費として計上するものです。

また、地方債については、第3表地方債補正に記載のとおり限度額の変更を行っております。

続きまして、議案第13号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第4号）です。

今回の主な補正内容としまして、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出については、総務費で121万6,000円、サービス事業費で578万4,000円をそれぞれ減額しております。

歳入については、サービス収入で226万3,000円を追加計上する一方、繰入金で876万3,000円、町債で50万円をそれぞれ減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ700万円の減額補正となり、累計予算総額は3億2,070万円となっております。

次に、第2表繰越明許費です。屋上防水補修事業について窪川荘と同じく、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費として計上するものです。

また、地方債については、第3表地方債補正に記載のとおり限度額の変更を行っております。

以上2件の補正予算について、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第12号について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第16、議案第14号令和7年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）、日程第17、議案第15号令和7年度四万十町下水道事業会計補正予算（第3号）、以上、議案第14号及び議案第15号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第14号の水道事業会計補正予算及び議案第15号の下水道事業会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第14号令和7年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）です。

今回の補正内容としまして、まず第2条収益的収入及び支出についてですが、事業費用では決算見込みに伴う事業費の精査を行った結果、2,170万円を減額し、累計予定額は5億8,218万6,000円となっております。併せて、事業収益において一般会計からの補助金を2,170万円減額した結果、累計予定額は5億9,218万6,000円となっております。

次に、第3条資本的収入及び支出です。資本的収入では、企業債の元金償還金に対する一般会計出資金2,170万円を追加計上し、累計予定額は2億2,036万3,000円となっております。

そのほか、第4条では議会の議決を経なければ流用することができない経費、第5条では他会計から補助を受ける金額をそれぞれ変更するものです。

続きまして、議案第15号令和7年度四万十町下水道事業会計補正予算（第3号）です。

今回の補正内容としまして、まず、第2条収益的収入及び支出についてですが、事業費用では決算見込みに伴う事業費の精査を行った結果、110万円を減額し、累計予定額は8,626万9,000円となっております。併せて、事業収益において一般会計からの補助金93万3,000円、下水道使用料16万7,000円をそれぞれ減額した結果、累計予定額は8,626万9,000円となっております。

次に、第3条資本的収入及び支出です。資本的収入では企業債の元金償還金に対する一般会計出資金141万2,000円を追加計上し、累計予定額は4,222万2,000円となっております。

そのほか、第4条では議会の議決を経なければ流用することができない経費、第5条では他会計から補助を受ける金額をそれぞれ変更するものです。

以上2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号令和7年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号令和7年度四万十町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第18、議案第16号四万十町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第16号四万十町過疎地域持続的発展計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、四万十町過疎地域持続的発展計画を策定することについて、議会の議決を求めるものです。

昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、これまで長きにわたり過疎対策に関する特別措置が講じられてまいりました。令和3年4月には、過疎地域の持続的発展という新たな理念の下、第5次となる過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が10年間の時限立法として施行されております。

これに伴いまして、人口減少や高齢化の進展、産業の停滞といった本町が抱える構造的な課題に対応するため、令和7年度までの5年間を計画期間とする四万十町過疎地域持続的発展計画を策定しておりましたが、この度、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする新たな計画を策定することとしました。

計画の策定に際しましては、町の最上位計画であります第2次四万十町総合振興計画との整合性を図りつつ、過疎法の目的に合致すると思われる事業を幅広く掲載しております。

この計画に基づく事業の実施によりまして、過疎対策事業債などの有利な財政措置を最大限に活用するとともに、地域の活力を維持し、将来にわたって住民の皆様が安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現を目指していきたいと考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第19、議案第17号第2次四万十町住生活基本計画の策定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第17号第2次四万十町住生活基本計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町では、平成24年3月に四万十町住生活基本計画を策定し、平成31年3月の改定を経て、住生活の安定確保と質の向上に関する施策を推進してまいりました。

本議案は、四万十町住生活基本計画の計画期間が満了することに伴いまして、新たに令和8年度からの10年間を計画期間とする第2次四万十町住生活基本計画を策定することについて、四万十町議会基本条例第11条の規定により議会の議決を求めるものです。

本計画については、「世代を重ね、安心して住み続けられる地域づくり」「災害に強く、健康で快適に暮らせる住空間づくり」「地域の資源を生かした持続可能な住まいづくり」という三つの基本目標を掲げて施策の展開を図るものです。

計画の策定に当たりましては、住民へのアンケート調査、関係団体へのヒアリング調査を実施したほか、有識者、公募委員等で組織する四万十町住生活基本計画策定委員会による審議を重ねていただきまして、本年1月に計画案の意見公募手続が完了したところで

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号は産業建設常任委員会に付託することにした  
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は産業建設常任  
委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第20、議案第18号四万十町人権尊重のまちづくり条例につい  
てを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第18号四万十町人権尊重のまちづくり条例について、提案理  
由のご説明を申し上げます。

この条例は、人権尊重のまちづくりを推進するための基本理念を定め、町の責務並びに  
町民及び団体の役割を明らかにするとともに、あらゆる人権に関する問題への取組を推進  
するために必要な事項を定めて施策の推進を図り、全ての人の人権が尊重され、生き生き  
と暮らすことができる社会を実現することを目的として制定するものです。

日本国憲法や世界人権宣言は、基本的人権の尊重を大きな柱として掲げ、世界は持続可  
能な開発目標「SDGs」に向かって、あらゆる立場の人の不平等や人権侵害をなくして差別  
のない社会の実現を目指し、誰一人取り残さない取組を進めております。

しかし、子どものいじめや虐待、配偶者・パートナーへのDV、高齢者への虐待や権利侵  
害、最近ではジェンダー平等やインターネットへの誹謗中傷の書き込みなど、新たな人権  
課題も生じております。

本町では、四万十町総合振興計画の施策目標として「人権尊重の推進」を掲げ、差別や

偏見のない社会づくりを目指し、人権意識を高めるための教育や啓発に努めてまいりました。そして、町民一人一人の人権を尊重したまちづくりを進めるためには条例の制定が不可欠であると判断し、令和2年度に四万十町人権条例検討委員会を設置して検討を重ねるとともに、意見公募手続や住民説明会、人権教育研究協議会との意見交換を経て、四万十町人権尊重のまちづくり条例を作成したものです。

条例施行後は、四万十町人権尊重のまちづくり審議会を設置して、具体的な取組を示す基本計画を策定し、町民や団体の自主性を尊重しながら、人権の啓発及び相談等に関わる機関それぞれの中立性を確保しつつ、人権尊重施策を推進してまいります。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第21、議案第19号四万十町手話言語条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第19号四万十町手話言語条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進と手話の普及に努め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにし、聾者を含む全ての町民が安心して生活できる地域社会の実現を目指して、本条例を制定するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号について、質疑・討論・採決は議案の精査・

研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第22、議案第20号四万十町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第20号四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例については、令和8年4月に実施を予定しております行政組織機構改革のため、関係する規定を整備するものです。

地方自治法第158条第1項におきましては、「当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする」とされており、同条第2項では「内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業運営が簡素かつ効率的なものになるよう十分配慮しなければならない」とされております。

行政組織機構は限られた予算と人員の中で、より効率的で効果的な行政運営が行えるよう、その仕組みや構造は行政活動の質的、量的な変化に応じて不断の見直しを行い、現下の社会情勢や財政事情等を鑑み、持続可能な行政サービスを提供していくことが必要不可欠です。

本町では、四万十川の再生を積極的に推進していくため、その対応を行うための専門部署である四万十川対策室を平成26年に設置し、途中、四万十川振興室への改名も経て、今日まで四万十川の清流保全や流域市町村との連携、内水面漁業の振興等に努めてまいりました。

この12年間の取組により一定の成果を上げてまいりましたが、行政運営の効率化を図る観点から、令和8年3月末をもって四万十川振興室を閉鎖するものです。同室が所管しておりました業務は4月以降、環境保全等の業務については環境水道課、内水面漁業振興の業務については農林水産課、水利権等の業務については企画課へそれぞれ分散することと

いたします。

改正内容としましては、町長の権限に属する事務を分掌させるため、町長の直近下位の内部組織として設置された課のうち、企画課の分掌事務から四万十川対策に関する事項を削除するほか、現状に即した規定となるよう各課の分掌事務を一部修正するものです。

なお、四万十川振興室と同様に地産外商室及び人材育成推進センターについても、同様に令和8年3月末をもって閉鎖することとしており、これらの部署の設置を規定しております行政組織規則についても今回の条例改正と併せて行うこととしております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第23、議案第21号四万十町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第21号四万十町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例については、国家公務員等の旅費に関する法律の改正、国家公務員等の旅費に関する法律施行令の制定及び国家公務員等の旅費支給規程の改正に伴い、一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正するものです。

改正する内容ですが、移転料について、これまで赴任の伴う住所または居所の移転について、新旧の勤務地間の距離に応じた定額支給としていたものを新旧の居住地間の移転に係る経費の実費を支給しようとするものです。

また、外国旅行の日当及び宿泊料については、改正後の国家公務員等の旅費支給規程に準じた金額に改正するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第21号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第24、議案第22号四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第22号四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

十和地域にあります高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウスは、おおむね65歳以上の独居または夫婦のみの世帯の方で、独立して生活することに不安のある方を対象に、デイサービス事業と居住部門事業を実施しております。

両施設ともに待機者はなく、高齢者数の減少に伴い、デイサービスの利用者も減少しており、今後は2施設分の需要がなくなることが予想されております。

本議案は、令和8年4月1日より生活支援ハウスのデイサービス事業を高齢者生活福祉センターへと一本化することとし、居住施設を認知症グループホームへ転用するため、条例の一部を改正するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号について、質

疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第25、議案第23号四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第23号四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正については、引用法令の誤り及び利用者の区分並びに利用料金の修正をするため、条例を改正するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第23号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第26、議案第24号四万十町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第24号四万十町火入れに関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例については、高幡消防組合火災予防条例の一部を改正することに伴い、四万十町火入れに関する条例の一部を改正するものです。

改正の内容ですが、現行条例では、火入れの中止基準として「強風注意報、乾燥注意報又は火災警報」と規定しておりますが、新たに運用が開始された林野火災注意報、林野火災警報を火入れの中止基準に追加するとともに、火入れ実施の際の連絡先、火入れ許可を

行った旨の通知先の修正等を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

会議の途中ですが、ただいまより暫時休憩します。午後は1時から再開します。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第27、議案第25号四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第25号四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例改正については、学校統合による教職員数の減少等により、入居希望者が少なくなっている教職員住宅におきまして、払下げや教職以外の者も入居できるようにするため、別表の規定中、大奈路小教員住宅2、十川教員住宅1、2、昭和教員住宅6-1及び6-2の3棟5戸を削除するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第25号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第28、議案第26号四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第26号四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町社会体育施設条例は、体育の普及振興等と町民の心身の健全な発達に寄与することを目的とした運動場などの社会体育施設の設置条例です。

一方、四万十町窪川勤労者体育センターについては、町民や町内事業所で働く勤労者の体力増進と勤労意欲の向上を図るための施設として昭和58年に整備され、現在は社会体育や窪川中学校の部活動などで使用されており、単独の条例を設けております。

窪川勤労者体育センターについては、社会体育施設の一つとして位置付けられるため、四万十町社会体育施設条例に規定することとし、併せて、既存の施設についても実際の運用に合わせた整理を行うものです。

なお、四万十町窪川勤労者体育センター条例は廃止をいたします。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第29、議案第27号四万十町短期滞在型宿泊施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第27号四万十町短期滞在型宿泊施設条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成30年に本町への移住または定住を促進することを目的として設置し、移住希望者の一時的な滞在、交流などに使用してまいりました。

今回の改正は、この度の窪川高校の野球部復活に際し、本施設におきまして学生及び指導者の受入れを行うに当たり、本条例に減免規程を設けるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第27号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第30、議案第28号四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について、日程第31、議案第29号四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について、日程第32、議案第30号四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定について、日程第33、議案第31号四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について、日程第34、議案第32号四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について、日程第35、議案第33号四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について、日程第36、議案第34号四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について、日程第37、議案第35号四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について、日程第38、議案第36号四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について、日程第39、議案第37号四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について、日程第40、議案第38号四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について、以上、議案第28号から議案第38号までの11議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第28号から議案第38号までの指定管理者の指定議案について提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

これら議案の11施設については、主に地域の集会施設として活用されているものでして、現在、これらの施設は地域の自治会が指定管理者となり、管理業務を行っておりますが、令和8年3月末をもって指定期間が満了いたします。

このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、令和8年度から令和12年度までの指定管理者の選定に当たりましては、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2項の規定による総合的な判断を行うため、四万十町指定管理者選定委員会で協議いたしました結果、同条第1項の規定により、これら11施設の指定管理者の候補者を公募によらず選定したものです。

まず、議案第28号四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定については、候補者として興津郷分地区を選定しております。

次に、議案第29号四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定については、候補者として四万十町大正北ノ川地区を選定しております。

次に、議案第30号四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定については、候補者として四万十町江師地区を選定しております。

次に、議案第31号四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定については、候補者として四万十町瀬里地区を選定しております。

次に、議案第32号四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定については、候補者として四万十町小野地区を選定しております。

次に、議案第33号四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定については、候補者として四万十町浦越地区を選定しております。

次に、議案第34号四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定については、候補者として四万十町河内地区を選定しております。

次に、議案第35号四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定については、候補者として四万十町井崎地区を選定しております。

次に、議案第36号四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定については、候補者として四万十町十和川口地区を選定しております。

次に、議案第37号四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定については、候補者として四万十町里川地区を選定しております。

次に、議案第38号四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定については、候補者として四万十町昭和地区を選定しております。

以上11議案について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号から議案第38号までの11議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号から議案第38号までの11議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第41、議案第39号四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について、日程第42、議案第40号四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について、日程第43、議案第41号四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について、日程第44、議案第42号四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について、日程第45、議案第43号四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について、日程第46、議案第44号四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について、日程第47、議案第45号四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について、以上、議案第39号から議案第45号までの7議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第39号から議案第45号までの指定管理者の指定議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条

の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

これら議案の七つの社会福祉施設については、現在、町内の社会福祉法人が指定管理者となり、管理業務を行っておりますが、8年3月末をもって指定期間が満了いたします。

このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、令和8年度から令和12年度までの指定管理者の選定に当たりましては、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2項の規定による総合的な判断を行うため、四万十町指定管理者選定委員会で協議いたしました結果、同条第1項の規定により、これら7施設の指定管理者の候補者を公募によらず選定したものです。

まず、議案第39号の四万十町大正老人福祉センター、議案第40号の四万十町十和高齢者生活福祉センター、議案第41号の四万十町十和認知症高齢者グループホーム、議案第42号の四万十町大正生活支援住宅青空、議案第43号の四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定については、それぞれの施設の候補者として社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会を選定しております。

次に、議案第44号の四万十町デイサービスセンター緑林荘並びに議案第45号の四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定については、それぞれの施設の候補者として社会福祉法人明成会を選定しております。

以上7議案について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号から議案第45号までの7議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号から議案第45号までの7議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第48、議案第46号四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第46号四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

本施設については、主に地域の集会施設として活用されているものでして、現在、四万十町商工会が指定管理者となり、管理業務を行っておりますが、令和8年3月末をもって指定期間が満了いたします。

このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、令和8年度から令和12年度までの指定管理者の選定に当たりましては、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、第5条第2項の規定による総合的な判断を行うため、四万十町指定管理者選定委員会で協議いたしました結果、同条第1項の規定により、本施設の指定管理者の候補者を公募によらず、四万十町商工会に選定したものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第46号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第49、議案第47号四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について、日程第50、議案第48号四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について、日程第51、議案第49号地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について、日程第52、議案第50号四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について、日程第53、議案第51号四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について、日程第54、議案第52号四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について、日程第55、議案第53号四万十町四万十緑林公園に係る指定

管理者の指定について、日程第56、議案第54号窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について、日程第57、議案第55号四万十町窪川B & G海洋センターに係る指定管理者の指定について、以上、議案第47号から議案第55号までの9議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第47号から議案第55号までの指定管理者の指定議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

これら議案の産業関連施設、文化施設並びに体育施設の9施設については、現在、町内の社会福祉法人が指定管理者となり、管理業務を行っておりますが、令和8年3月末をもって指定期間が満了いたします。

このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、議案第47号及び議案第48号は令和8年度から令和10年度まで、議案第49号から議案第55号までは令和8年度から令和12年度までの指定管理者の選定に当たりまして、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2項の規定による総合的な判断を行うため、四万十町指定管理者選定委員会で協議をいたしました結果、同条第1項の規定により、これら9施設の指定管理者の候補者を公募によらず選定したものです。

まず、議案第47号の四万十町興津青少年旅行村並びに議案第48号の四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定については、それぞれの施設の候補者として一般社団法人四万十町観光協会を選定しております。

次に、議案第49号地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定については、候補者として五縁の会を選定しております。

次に、議案第50号四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定については、候補者として四万十川三島観光組合を選定しております。

次に、議案第51号四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定については、候補者として保喜組を選定しております。

次に、議案第52号の四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定については、候補者として株式会社あぐり窪川を選定しております。

次に、議案第53号の四万十町四万十緑林公園並びに議案第54号の窪川四万十会館に係る

指定管理者の指定については、それぞれ施設の候補者として公益財団法人四万十公社を選定しております。

次に、議案第55号四万十町窪川B & G海洋センターに係る指定管理者の指定については、候補者として特定非営利活動法人くぼかわスポーツクラブを選定しております。

以上9議案について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第47号から議案第55号までの9議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号から議案第55号までの9議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

日程第58、議案第56号令和8年度四万十町一般会計予算を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第56号令和8年度四万十町一般会計予算について、ご説明を申し上げます。

令和8年度は、昨今の物価高や賃上げの影響を受け、人件費や物件費などの経常的経費が増加するなど、昨年度以上に厳しい状況となりました。また、第2次四万十町総合振興計画の最終年度となることから、計画に掲げたまちの将来像の実現に向け、総仕上げとなる予算編成となったところです。

このため、本年4月には町長選挙も予定されておりますが、四万十町まちづくり基本条例の趣旨や町政を停滞させることなく、切れ目のない町民サービスを提供すべく、政策的経費も含む通常予算として編成を行ったところです。

この結果、一般会計の予算総額は184億4,600万円となり、前年度当初予算と比較して7億3,300万円、3.8%の減少となっております。

なお、このうちふるさと納税関連予算については、返礼品や事務費などで5億4,600万円、基金への積立金で10億600万円、合わせて15億5,200万円となっており、前年度当初より3億900万円の減少となっております。

また、これらのふるさと納税関連予算を除いた実質的な予算規模については168億9,400万円となり、前年度当初より4億2,400万円の減少となっております。

次に、歳出における性質別の概要について、前年度当初予算と比較しながら、順にご説明申し上げます。

まず、義務的経費です。令和7年度の人事院勧告に基づく給与改定に伴い、一般職員及び会計年度任用職員に係る給与及び報酬の増などにより人件費で9,396万円、見付保育所閉所に伴う私立保育所運営費の増などにより扶助費で8,267万円、利率上昇の見込みなどにより公債費で1,565万円、それぞれ増加となり、義務的経費全体でも1億9,228万円、3.1%の増加となっております。

次に、投資的経費です。普通建設事業費のうち補助事業では、小学校の大規模改修事業やトイレ改修事業、中間管理住宅改修事業などで減となり、単独事業では、クリーンセンター銀河改修委託事業が増となった一方、定住住宅建設事業や窪川運動場LED化等改修事業の完了などにより、減となったことから、投資的経費全体でも6億8,697万円、19.0%の減少となっております。

次に、その他の経費です。ICT教育機器の更新や、廃棄物処理施設の包括的長期民間委託の更新に伴う委託料の増などにより、物件費が増加となる一方、ふるさと支援基金への積立金等で減少となったほか、各特別会計への繰出金の減少などにより、その他の経費全体でも2億3,831万円、2.5%の減少となっております。

以上が歳出の性質別における前年度比較の概要ですが、これを賄う歳入のうち自主財源については、令和7年度の課税状況や過去の徴収実績などを基に見込んだ結果、町税で5,026万円の増加となる一方、ふるさと納税関連では寄附金で1億9,400万円、基金繰入金で1億円それぞれ減少となるなど、自主財源全体では3億1,260万円、5.0%の減少となっております。

また、依存財源については、普通建設事業費の減に伴い、国・県支出金や町債が減少したため、依存財源全体では4億2,041万円、3.3%の減少となっております。

そのほか、町税や地方交付税といった用途を制限されない一般財源については、国勢調査人口の置き換えに伴う影響を考慮し、普通交付税の減少を見込む一方、町税の増加や財

政調整基金の繰入れなどにより、総額は103億9,567万円となり、前年度より1億1,372万円増加しております。

また、特定財源については、国・県支出金や町債が減少したため、総額では80億5,033万円となり、前年度より8億4,672万円減少しております。

以上が歳入歳出予算における性質別の概要です。

続きまして、歳出予算の主な内容について、予算科目順にご説明いたします。なお、本年度の新規事業については、お配りしております別冊予算説明資料の12ページ以降に記載しておりますが、本年度の重点施策についてご説明申し上げます。

まず、2款総務費です。まちづくりの分野では最終年度となる第2次四万十町総合振興計画の総括を行うとともに、第3次四万十町総合振興計画を新たな町執行部の下、策定してまいります。

また、四万十町デジタル田園都市構想総合戦略についても、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略や県の「高知県元気な未来創造戦略」を踏まえ、新たな総合戦略の策定を進めてまいります。

なお、本年度におきましては、庁内各課が保有する地理情報を一元化し、行政事務の効率化や町民への分かりやすい情報提供に活用するため、統合型GISの再構築に取り組むなど、デジタル実装の基礎条件整備を施策の柱とし、関連事業の一体的な展開を図ってまいります。

広報広聴の分野では、公式LINEを活用した各種申請など、LINE上で手続を完結する「行かない窓口」の推進を行い、町民の方々の利便性の向上を図ります。なお、実施に当たってはスマートフォンの利用に不慣れな方にも配慮し、情報格差が生じないように丁寧に取り組んでまいります。

地域振興の分野の自治会活動への支援については、区長をはじめとする地域の皆様の負担を軽減し、持続可能な地域活動が継続できるよう、支援内容の見直しを行ってまいります。また、東又・志和地区においては、地域イベントの維持、復活や地域資源の発信などを担う地域おこし協力隊員を新たに募集し、地域コミュニティの活性化に取り組んでまいります。

生活交通網の整備については、交通空白地である野地、家地川、弘瀬地区におきまして、全国的にも注目されている公共ライドシェアを本交通再編における新たな取組として導入いたします。

移住定住施策については、地域おこし協力隊事業や若者定住促進などの住宅への支援に加え、企画旅行型の移住ツアーを引き続き実施し、移住定住のさらなる促進に努めてまいります。

また、ふるさと支援推進事業については、来年度から4年間にわたる事務経費率の引下げが総務省から示されており、年々厳しさを増しておりますが、引き続き、返礼品紹介ページの改修を含めた広告運用の見直し、ガバメントクラウドファンディングなどの取組を進め、寄附金額の増加を目指してまいります。

続きまして、3款民生費です。社会福祉では、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、各種支援会議や関係機関と一体となり、包括的な支援を行う重層的支援体制整備事業を実施してまいります。

高齢者福祉では、高齢者福祉計画に基づきまして、高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、引き続き、配食サービスや在宅介護手当等の支援を行ってまいります。

児童福祉では、国のこども未来戦略の下、新たに創設されたこども誰でも通園制度を開始するほか、第3期四万十町子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種事業を推進してまいります。

続きまして、4款衛生費です。クリーンセンター銀河及び若井グリーンセンターの管理運営について、10年間の包括的長期民間委託により行ってまいりましたが、令和7年度末をもって契約期間が満了を迎えるため、新たに今後10年間の契約を締結し、施設の安全な管理運営に努めてまいります。

なお、クリーンセンター銀河については、供用開始から23年が経過しており、焼却施設等に老朽化が見られることから、今後3年をかけ、基幹設備の改良工事を実施し、施設の長寿命化を図ってまいります。

続きまして、6款農林水産業費です。農業分野では、地域が抱える担い手不足や農地の維持、管理などの共通課題に対し、新規就農者の確保、育成、集落営農組織等の活動支援を行うとともに、基盤整備実施区域における担い手への農地集積・集約化に向けた支援に努めてまいります。

畜産振興では前年度から引き続き、一般社団法人四万十食肉公社をはじめ、各関係団体と連携し、新食肉センターの整備を進め、出荷頭数の拡大と四万十ポークブランドの産地として一層の定着促進に努めてまいります。

林業分野では、森林環境譲与税を活用し、適正な森林管理と林業事業者の雇用支援、木育等の町産材利用の促進を図るとともに、鳥獣被害防止対策を総合的に支援し、林業、木材産業の一体的な振興を図ってまいります。

水産業分野では、間伐材魚礁の設置や藻場の保全対策により、漁業者の経営安定化を図るとともに、水産資源の育成及び確保の観点から投石魚礁設置事業を引き続き実施してまいります。

これらの農林水産施策を通じて、本町の強みであります1次産業の維持、発展に努めてまいります。

続きまして、7款商工費です。商工業振興では、従来の商工業振興助成事業に加え、国の地域経済循環創造事業交付金を活用した新たな助成事業の創設やネット販売を活用した町産品のPRなど、商工事業者の継続した支援に取り組んでまいります。

観光振興では、道の駅めぐり窪川の後背地に計画している観光交流拠点施設について、用地買収が完了し、今後、造成工事の着手を予定しております。本年度においては工事の実施に向けて水路等の表示登記や開発許可申請を行ってまいります。

また、道の駅四万十大正については、利便性、安全性、集客力の向上を図るため、厨房設備や物産販売スペース等の改修を行うなど、交流人口の拡大に努めてまいります。

続きまして、8款土木費です。道路橋梁費では、国の交付金事業を活用して町道改良を進めるとともに、町道の維持、修繕など、生活や経済活動に不可欠な社会資本の整備と安全確保に努めてまいります。

住宅費では引き続き北琴平第2団地改築事業に取り組んでまいります。

続きまして、9款消防費です。消防・防災体制の充実を図るため、消防車両の更新など消防署や消防団の活動、施設に係る経費のほか、音声告知システムの改修を予定しております。また、地震・津波対策では、前年度に引き続き沿岸地域における事前復興まちづくり計画の策定に取り組むほか、県より新たな洪水浸水想定区域や震度分布、津波浸水予測が公表されたことに伴い、洪水・土砂災害ハザードマップ及び津波ハザードマップを作成の上、防災訓練及び啓発活動に活用してまいります。

続きまして、10款教育費です。四万十町教育振興基本計画に基づき、たくましく人間性豊かな人づくりを目指し、生涯にわたって学び続け、健康で心の豊かさや生きがいを実感できる様々な学習の場づくりに努めてまいります。

学校教育では国のGIGAスクール構想を基に進めておりますICT推進事業におきまして、

児童・生徒全員に貸与している学習用タブレット端末の更新を行うこととしております。

また、老朽化が著しい窪川中学校校舎への対応や見付保育所閉所に伴う統合保育所の整備など、窪川地域における教育施設の在り方について一体的な検討を行うため、関連予算を計上しております。

町内高校の振興では、窪川高校及び四万十高校の存続に向け、窪川高校野球部の再開や四万十高校の養蜂体験活動など、両校の取組に対し、可能な限り支援を行ってまいります。

社会教育では、町民が主体的に学習できる環境づくりや文化財等の適切な保存・活用に取り組むとともに、保健体育では関係施設を適切に管理しながら、町民がスポーツに親しむ環境づくりに努めます。

最後に、12款公債費です。前段でも申し上げましたとおり、平成27年度に起債しました臨時財政対策債の繰上償還や、平成22年度に起債しました旧合併特例債の償還終了に伴い、元金償還金が減少した一方、昨今の金利上昇の影響により利子償還金が増加したことから、前年度より1,565万円の増額となっております。

以上が歳入歳出予算の主な内容でして、前年度実績見込み等を勘案した上で、現段階で見込める限りの検討を加え、第1表歳入歳出予算に記載のとおり計上したところです。

続きまして、第2表債務負担行為です。奨学金等返還支援事業補助金については支援期間を5年としているため、令和8年度の申請受付分について令和9年度から令和12年度までの期間を設定するものです。

以上、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

続きまして、第3表地方債です。地方自治法第230条第1項の規定により、借入れを起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を記載のとおり定めるものです。

また、一時借入金及び歳出予算の流用については、第4条及び第5条に記載のとおり、それぞれ定めるものです。

以上が令和8年度一般会計当初予算案の主な内容となりますが、冒頭でも申し上げましたが、令和8年度は昨今の物価高や賃上げの影響を受け、人件費、物件費などの経常的経費が増加した中での予算編成となりました。このことは四万十町まちづくり基本条例の趣旨や町政を停滞させることなく、切れ目のない住民サービスの提供に主眼を置いた予算と

なっております。

令和8年度においては厳しい財政状況に鑑み、職員と一体となった事務事業を進める中で政策、施策の見直しも図る必要があると考えております。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第59、議案57号令和8年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算、日程第60、議案第58号令和8年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算、日程第61、議案第59号令和8年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算、日程第62、議案第60号令和8年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算、以上、議案第57号から議案第60号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第57号から議案第60号の各特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案57号令和8年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算です。

令和8年度の予算編成に当たりまして、基本となる国保被保険者数を3,600人と見込みつつ、令和8年度から施行される子ども・子育て支援金制度に関する予算などを計上しております。

これにより、予算総額を歳入歳出それぞれ21億1,120万円と定め、事業の健全運営と町民の皆様の健康保持と増進を図るものです。

なお、款、項ごとの予算額については第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

予算の主な内容としまして、歳出については、2款の保険給付費において過去の医療費

の動向を踏まえた推計を行い、14億3,893万3,000円を計上しております。また、3款の国民健康保険事業費納付金で5億679万4,000円、4款の保健事業費で2,568万円、7款の諸支出金で大正・十和両診療所への繰出金など5,733万3,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入については、1款の国民健康保険税で3億6,989万1,000円を見込んだほか、4款の県支出金で15億2,500万8,000円を計上しております。また、6款の繰入金では一般会計繰入金や基金繰入金など1億9,985万2,000円を計上しております。

なお、この令和8年度予算については、四万十町国民健康保険運営協議会から適当である旨の答申を頂いております。

続きまして、議案第58号令和8年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算です。

本議案は予算総額を歳入歳出それぞれ4億2,140万円と定めようとするもので、款、項ごとの予算額については第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

予算の主な内容としまして、歳出については、1款の総務費で、人件費や各種業務委託料など3億3,476万9,000円、2款の医業費で医薬材料費や令和7年度に機器更新を行った電子カルテシステムのデータ移行作業委託料など合わせて5,215万6,000円、3款の給食費で賄い材料費など494万7,000円、4款の公債費で2,852万8,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入については、1款の診療収入で1億8,570万1,000円の増収を見込むとともに、4款の繰入金では国保特別調整交付金として運営費分4,700万8,000円を国保会計から繰り入れることとし、不足する財源については、一般会計からの繰入金1億7,923万4,000円に対応することとしております。

また、地方債については、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めるとともに、一時借入金の最高額については第3条に記載のとおり定めようとするものです。

続きまして、議案第59号令和8年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算です。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ1億60万円と定めようとするもので、款、項ごとの予算額については第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

予算の主な内容としまして、歳出については、1 款の総務費では人件費や代診医師への謝金など合わせて7,846万9,000円、2 款の医業費で医薬材料費や大正診療所と同じく電子カルテシステムのデータ移行作業委託料など合わせて1,802万5,000円、3 款の公債費で310万6,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入については、1 款の診療収入で5,927万3,000円を見込むとともに、4 款繰入金では国保特別調整交付金として運営費分815万1,000円を国保会計から繰り入れることとし、不足する財源については一般会計からの繰入金2,527万2,000円で対応することとしております。

また、地方債については、地方自治法第230条第1 項の規定により起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2 表に記載のとおり定めるとともに、一時借入金の最高額について第3 条に記載のとおり定めようとするものです。

最後に、議案第60号令和8 年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算です。

本議案は予算総額を歳入歳出それぞれ550万円と定めようとするもので、款、項ごとの予算額については、第1 表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

予算の主な内容としまして、歳出については、1 款の総務費で人件費や運営経費など532万1,000円、2 款の医業費で7 万9,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入については、1 款の診療収入で4 万1,000円、2 款の県支出金で60万8,000円、3 款の繰入金で485万円をそれぞれ計上しております。

以上4 件の予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号から議案第60号までの4 議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号から議案第60号までの4 議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第63、議案第61号令和8年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第64、議案第62号令和8年度四万十町介護保険事業特別会計予算、以上、議案第61号及び議案第62号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第61号及び議案第62号の各特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第61号令和8年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算です。

本事業は高知県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しており、市町村は被保険者の資格管理や保険料徴収事務、保険証の発行や給付申請受付などの窓口事務に加え、増大する医療費削減の一環として行っている保健事業を主な業務としております。

本町における新年度の予算編成に当たりましては、被保険者数を4,110人と見込み、予算総額を歳入歳出それぞれ3億9,260万円と定め、制度の健全かつ円滑な運営を図るものです。

なお、款、項ごとの予算額については第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。また、一時借入金の最高額についても第2条に記載のとおり定めるものです。

続きまして、議案第62号令和8年度四万十町介護保険事業特別会計予算です。

第9期介護保険事業計画の最終年度となります令和8年度の予算編成に当たりましては、令和6年度事業実績及び令和7年度の決算見込額を基に現時点で想定される所要額を計上しております。

予算の主な内容としまして、歳出については、2款の保険給付費において介護給付費の動向などを踏まえて推計を行い、23億8,970万6,000円を見込んだほか、5款の地域支援事業費で1億2,647万7,000円を計上しております。

一方、これを賄う歳入については、1款の保険料で4億347万1,000円を計上するなど、第1表歳入歳出予算に記載のとおり予算総額は歳入歳出それぞれ26億500万円となっております。

また、一時借入金の最高額及び歳出予算の流用についても、第2条及び第3条に記載のとおり、それぞれ定めようとするものです。

以上2件の予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号及び議案第62号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号及び議案第62号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第65、議案第63号令和8年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算、日程第66、議案第64号令和8年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算、以上、議案第63号及び議案第64号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第63号及び議案第64号の各特別会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第63号令和8年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算です。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ4億3,170万円と定めようとするものでして、款、項ごとの予算額については第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

予算の主な内容としまして、歳出については、1款総務費では長寿命化改修工事設計委託料など1,541万円、2款サービス事業費で職員人件費や介護サービスに係る賄い材料費など合わせて4億1,512万2,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入については、1款のサービス収入で前年度の実績等を勘案し、2億9,666万5,000円を見込んだほか、不足する財源については3款の繰入金1億3,163万7,000円に対応することとしております。

また、地方債については、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めるとともに、一時借入金の最高額について、第3条に記載のとおり定めようとするものです。

続きまして、議案第64号令和8年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算です。

本議案は予算総額を歳入歳出それぞれ3億1,030万円と定めようとするものでして、款、項ごとの予算額については第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

予算の主な内容としまして、歳出については、1款総務費で給湯設備改修工事費など788万6,000円、2款サービス事業費で職員人件費や介護サービスに係る賄い材料費など3億87万4,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入については、1款のサービス収入で前年度の実績等を勘案し、2億2,119万3,000円を見込んだほか、不足する財源については3款の繰入金8,902万8,000円に対応することとしております。

また、一時借入金の最高額について、第2条の記載のとおり定めようとするものです。

以上2件の予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第63号及び議案第64号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号及び議案第64号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第67、議案第65号令和8年度四万十町水道事業会計予算、日程第68、議案第66号令和8年度四万十町下水道事業会計予算、以上、議案第65号及び議案第66号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第65号の水道事業会計予算及び議案第66号の下水道事業会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第65号令和8年度四万十町水道事業会計予算です。

第2条業務の予定量ですが、令和8年度は給水人口1万4,633人、給水戸数8,338戸と想定し、年間約170万 $\text{m}^3$ を給水する予定としております。

次に、第3条収益的収入及び支出です。水道事業収益では、給水収益において2億5,419万8,000円を見込むほか、一般会計補助金2億5,581万円を計上するなど、収益全体で6億1,580万4,000円を予定しております。

水道事業費用では、職員給与費をはじめ、施設の維持管理費や減価償却費などの営業費用で5億5,381万2,000円を計上したほか、企業債の償還利子などの営業外費用で5,099万2,000円を計上するなど、費用全体で6億580万4,000円を予定しております。

次に、第4条、資本的収入及び支出です。建設改良費では大正地域の田野々配水区における基幹管路の耐震化に着手するほか、設備の老朽化に伴い更新が必要となっている遠方監視装置の整備を実施するなど、固定資産費で2億1,084万円を計上しております。

また、企業債償還金2億6,687万5,000円を計上し、資本的支出全体で4億7,771万5,000円を予定しております。

資本的収入では、建設改良費の財源として国庫補助金で2,735万8,000円、企業債で1億6,140万円をそれぞれ計上したほか、企業債の元利償還金に対する一般会計出資金1億1,730万9,000円を計上しております。

なお、支出に対して不足する額1億7,164万7,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補填する予定としております。

次に、第5条では企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法、第6条では一時借入金の限度額、第7条では予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条では議会の議決を経なければ流用することができない経費、第9条では他会計から補助を受ける金額、第10条では棚卸資産購入限度額をそれぞれ定めようとするものです。

続きまして、議案第66号令和8年度四万十町下水道事業会計予算です。

まず、第2条業務の予定量ですが、令和8年度は排水対象施設の加入戸数543戸に対し、年間9万 $\text{m}^3$ 余りの汚水を処理する予定としております。

次に、第3条収益的収入及び支出です。下水道事業収益では下水道使用料において1,851万3,000円を見込むほか、一般会計補助金4,043万6,000円を計上するなど、収益全体で7,852万9,000円を計上しております。

下水道事業費用では、職員給与費をはじめ施設の維持管理費や減価償却費などの営業費

用で7,459万円を計上したほか、企業債の償還利子などの営業外費用で373万9,000円を計上するなど、費用全体で7,852万9,000円を予定しております。

次に、第4条資本的収入及び支出です。建設改良費では老朽化した汚水処理場の設備更新として、ポンプ取替え費用などの工事請負費781万5,000円を計上しております。

また、企業債償還金3,920万円を計上し、資本的支出全体で4,701万5,000円を予定しております。

資本的収入では、建設改良費の財源として建設改良債で440万円を計上したほか、元利償還金と減価償却費に差額が生じることで起きる資金不足を解消するため、資本費平準化債1,640万円を計上するなど、企業債全体で2,430万円を計上しております。

なお、支出に対して不足する額2,094万7,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金で補填する予定としております。

次に、第5条では、企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法、第6条では、一時借入金の限度額、第7条では予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条では議会の議決を経なければ流用することができない経費、第9条では他会計から補助を受ける金額をそれぞれ定めようとするものです。

以上2件の予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号及び議案第66号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号及び議案第66号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第69、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理をしました請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとお

りです。会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後2時04分 散会